

京都市告示第616号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年12月27日

京都市長 松井 孝治

1 供用しない施設

常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）

2 供用しない日

令和7年2月10日（月）、令和7年2月16日（日）、令和7年2月25日（火）、
令和7年3月10日（月）、令和7年3月24日（月）

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）